

令和元年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年7月16日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | |
| 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 8番 | 石田 健治郎 | 10番 | 伊藤 美和子 |
| 12番 | 井町 哲 | 13番 | 武藤 康志 |
| 15番 | 安富 法明 | 16番 | 伊藤 太一 |
| 18番 | 桑原 正彦 | 19番 | 山本 正二 |
| | | 4番 | 伊藤 新司 |
| | | 7番 | 村上 浩一 |
| | | 11番 | 萬代 泰生 |
| | | 14番 | 縄田 善博 |
| | | 17番 | 馬屋原 眞一 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿野 秀文 | 篠田 巧 | 瀧山 勝弘 |
| 藤井 繁夫 | 松原 正晴 | 安永 彰 |
| 山縣 正明 | | |
- 5 欠席農業委員
- 1番 倉増 知
- 6 欠席推進委員
- 中野 修
- 7 事務局
- 事務局長 安永 一男 主事 小幡 和希

事務局	午後1時30分開会
議長	互礼。 只今から令和元年第7回総会を開会いたします。本日の出席委員は18名中、17名で、定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。只今の欠席の委員は1番、倉増委員、でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員ですが議長の方より指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。2番、宮崎委員。17番、馬屋原委員。よろしくお願ひいたします。本来でしたら、若干挨拶をするところでございますけれど、今日は後もありますので挨拶ははしりたいというふうに思います。それでは、議事順位第1 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から3までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請地は、●●●●●から南西へ1kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請地は、●●●●●から西へ1.3kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 3件目。申請地は、●●●●●から北西へ2kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し、駐車場、物干し場、ガーデニングとするものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願ひいたします。
6番	6番の岸でございます。7月8日に現地調査を行っております。当日は、会長、当日当番委員であります。7番の村上委員。オブザ

	<p>ーバーで8番の石田委員、事務局長、小幡主事、それと私、以上で行っております。1番につきましては、今事務局の方から場所的には説明がありましたけれども、●●●●●から車で10分程度の所でございます。ここはもう農業委員のみなさん御承知の通り、毎回この●●の辺りは太陽光発電の転用の申請が出ている所で、現地を見ましてもほとんど太陽光発電のパネルが並んでいるという所でございます。転用しても問題ないかというように思います。</p> <p>2番目につきましては、1の場所から車で5分程度の所で●●●沿いにある所でございます。資料の2のところを見ていただきますと3ページですか。この右側に太線で囲ってある下の耕●●●●●というのが、ここにつきましては6月14日の農業委員会でここについても転用の承認を得ている所でございます。合わせて、●●●●●については、●●●●●の進入路を作ると言う事で、転用の承認を農地に入れておりましたけど、今回●●●●●について、転用の許可を得たいという事で周りから見ても他に迷惑をかけることないという事で問題ないと思います。</p> <p>次に3番でございます。●●●●●、ここは●●●●●の●●●●●の前辺りでございます。この●●●さんの1つは駐車場として三角形の小さなまちがありますけれども、これは●●●沿いに存在する所でございます。それから後は洗濯物干し、ガーデニングという所ですが、自宅の裏側の方に今囲ってある土地がございます。現行も耕作をしている状況ではないので、周りの状況から見ても転用でも全然問題はないというふうに思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
2番(推進委員)	<p>地元推進委員の山縣です。今、岸委員が言われたように別段問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。3件とも山縣委員さんの担当でございました。ちょっと私の方から簡単な補足をしておきたいのが2番。2番の所につきましては、先月一部の土地。一部と言いますか進入路の部分だけを一時転用が出ていた土地でございます。別段問題はないと思うんですけれど補足をしておきます。それでは委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号は原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p>

事務局	<p>それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●から南西へ2.5kmの位置にある場所になります。平成30年6月28日付で受理しておりますが、太陽光発電所建設工事の進捗に伴い、新たな残土置き場が他になく、もう一年残土を仮置きしたいため令和2年6月31日までに延長したいという申請です。現在の進捗状況は50パーセントとのことです。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員さんの方より何か分かる事がありましたらお願いいたします。</p>
20番(推進委員)	<p>今、若干遅れている状況ですけど、延長という事で何も問題ないと思います。</p>
議長	<p>委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定する事に賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法に基づく別段面積の見直しについてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元にお配りしております。「下限面積(別段の面積)の設定について(案)」と資料A3のものと本日テキストを持参いただくようお願いしておりますが、そのテキストと資料1と2をご覧くださいようになります。それでは説明をいたします。まず最初、下限面積につきましては、昨年と同じく下限面積を10aから変更しない事を考えております。理由といたしましては、テキスト11ページ中ほどの方をご覧くださいなんですが、下限面積要件(農地法第3条第2項第5号)の下限面積要件の中で、別段面積はどんな時に設定をするというところで①から③まで書いてありますが、担い手が不足している。また遊休農地化が深刻である。山間地域で</p>

あって、農業者の平均規模が小さい。という事で、新規就農また個人法人の参入を促したいという事で下限面積を設定しております。また下限面積を設定するにあたりまして、「下限面積を設定について（案）」の方をご覧いただきたいんですが、理由の下に農地法施行規則第17条第1項でまず検討いたしました。その検討内容につきましては、A3サイズの資料2をご覧いただきたいと思いますが、これは昨年度と同じ資料をお配りしておりますが、2015年度センサスで右側中ほどの方をご覧いただきたいと思いますが、1番上の段、美祢市の合計のところをご覧いただきますと、戸数で書いてあるんですが、50a未満が38.9%、また60a未満が45.9%となっております。ここでテキストの12ページのところをご覧いただきますと、別段の面積の設定基準（農地法施行規則第17条、事務処理基準第3の6）と書いてある段で③というところがございまして、設定区域内において定めようとする面積未満の農業者の数が、当該設定区域内の農業者の総数の概ね100分の40を下らないよう算定されるものであるという事になっておりますので、美祢市におきましては50a、60aの間となりまして、この施行規則では対応できないという事で、2番目の農地法施行第17条第2項を適用する事にいたしました。これを適用するにあたりまして、農業従事者の高齢化や後継者不足また、有害鳥獣被害のほか、新たな問題として相続等により農地に無関心な所有者が増えたりなどとして、利用権設定が難しくなったりという状況で、また新規の就農者等を促したいという事で、17条第2項の適用をいたします。実績といたしましては、平成30年7月から令和1年6月までの間に7件、16筆、8,631㎡の実績があります。これは30年の実績です。また、高齢化また後継者不足についてという事で、資料といたしまして資料1をご覧いただきたいんですが、これは1月から3月までの間にアンケート調査を行いました結果でございます。まず、高齢化という事で、アンケートに回答していただいた方はもう農業経営者という事で、その年齢は60歳以上。これは最初の回答者年齢で表れておりますが、60歳以上が80%を超えております。また、問い3の「あなたは今後の農業経営をどうしたいですか」という所で、「誰かに任せたい」という回答が、設問で言いますと4、5、6、7辺りまでがほとんどを占めております。また、現状維持を考えていらっしゃる方も全体の56%くらい、いらっしゃるんですが、他には誰か他に任せたいという方が多くいらっしゃいます。また「あなたには後継者はいますか」という事で、資料の裏面をご覧いただきますと、問い4の2と4と5をご覧いただきますと、この度数と足しますと、79%、約8割近くの方が後継者がいないというふうに回答いただいております。また、問い5においても「担い手がない」という回答もありますし、また「集落がどのように進むべきか」という所で、法人とか大規模に耕作されている農家に任せたいという回答が大半であったんですが、新規就農者を受け入れたいという回答もありました。また、このアンケート調査については全体を取りまとめたものでございますが、またもうちょっと地区別に分けた物もございまして、こういう事を知りたいという事があればアンケートの調査資料を出したいと思っております。またこのアンケート調査によっても市内の農業者については、後継者不足また高齢化で、まだこのアンケートの中には出ていないんですが、有害鳥獣被害についても多く出ております。よって新規就農者を促したりする事によって、別段面積を下げる事によって、新規就農を促していきたいと考えております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 今、事務局より説明がありましたけれど、難しい説明でございますので理解がどのあたりまで出来たかというのがちょっと分かりませんが、何か質問等がございましたらお願いいたします。分かりやすく言うと美祢市は、17条1項の規定では無理なので、2項の規定を適応してやるという事と、それともう一つは1番の問題は、空き家にくっついているわずかな農地をいかに空き家と一緒に売ってしまおうかというのを、次の空き家を買われる方に譲り渡す事はできるかというので、一時期美祢市は10㎡までOKだというふうなやつで、この下限面積をやっていた時期もあるんですけれど、農林水産省よりクレームがつかまして「いつから美祢市は勝手に農地法を変えたか」という事になりまして、1000㎡まで戻したという経緯がありますけれど、結構その時40㎡や30㎡というわずかな農地を名義変更した事もあります。法務局の方もかなり困ったような様子もありましたけれども、やっていました。そういう中で、1000㎡には戻しておりますけど、それでも農地の取得がしやすいとするためにやっております。というのが主だった簡単に説明すればそういう事でございます。

もし、意見ございませんようなら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。「はい」の声 それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして決定する事に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員 挙手。

議長 ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。

続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。1から2までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。

事務局 2件朗読。

1件目。申請地は、●●●●●から南東へ500mの位置にある農用地区域内農地です。通路を設置するための除外申請です。

2件目。申請地は、●●●●●●●●●●から北西へ2.5kmの位置にある農用地区域内農地です。駐車場にするための除外申請です。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。

7番 7番の村上です。よろしく申し上げます。申請場所が●●●●●、●●●●●で●●から●●の方へ向って四つ角の所を●●●●●、●●●

	<p>●へ約2kmくらい行った所を●●●の手前を右側に曲がって、●●●●●の所を右側に800m行った所に申請地があります。資料5を見られて、申請地の番地が●●●●番地でその上が●●●●番地。その土地を●●●の資材置き場にするために、この隣、黒くしてある所の縁に通路があり、お寺の境内地の為、通れない。その為に通路を新設したいという事で●●●●番地の面積、1099㎡の内151㎡ほど通路を新設したいという事です。通路にしても問題はないと思います。審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	2番目。
7番	<p>同じく村上です。よろしくお願いします。これは、●●●のバイパスの●●●を降りた所で●●●●●の方に1kmくらい行った所で●●●●●を●●●●●ですけど、●●●の方に約1kmくらい行った所に交差点、●●●●●●●●●●、小野田美東線が490号線、その四つ角の所に「味あい」という食堂、店舗があります。その駐車場を拡大したいために資料11ページ。店舗の斜め裏側に駐車場を拡大したいという事です。周りは竹林で何も問題はないと思います。審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	ありがとうございます。地元委員さんの方より補足説明がございましたらお願いたします。1番。
10番(推進委員)	大田の担当推進委員の瀧山です。今、村上農業委員さんが申された通り相違ありません。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。2番。
21番(推進委員)	推進委員の安永です。現地は竹藪の中で周囲への影響はないと思われます。問題はないと思われます。
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんのより何かご意見がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。(「はい」の声)それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。

事務局	<p>続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回、全体で12筆ございます。全体面積が21,454㎡。貸し手が4名、受け手が4名でございます。内訳につきましては、4ページをお開き願いたいと思います。公告番号1から4までございます。1番は、●●●●さん、認定農業者でございますが、この方に貸すようになります。2番につきましては、●●●●●さんは牛の飼育をしておられます。牧草を育てるために耕作をされます。3番、4番につきましては、機構を通した後、来年4月に新規就農者になられる方に、農地を機構からその方に貸す予定でございます。また、今の3番、4番の農地を借りる方は防府市内のいちご農家で研修中です。この借りた農地にビニールハウスを設置し、いちごを栽培される予定です。将来的には観光農園として経営をしたいという意向でございます。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件、農用地の利用計画が利用方法に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えられます。審議の程よろしく申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんの方より何か補足的な説明がありましたら、お願いをいたします。1番。●●の●●●●●。●●ですか、場所は。篠田さん。</p>
9番(推進委員)	<p>推進委員の篠田でございますが、別に問題はないと思います。</p>
議長	<p>2番。●●の●●と読むんですか。●●●●の辺ですから。</p>
21番(推進委員)	<p>推進委員の安永です。これは、●●●の交差点、●●●●●から●方面、●●方面に左折した、●●から向いてスタンドの所に左折して、すぐの所。</p>
議長	<p>問題ないですか。</p>
21番(推進委員)	<p>問題はないと思います。</p>

議長	牧草を作るとは言ってなかったよね。 3番、4番は●●。●●。
17番(推進委員)	秋吉地区の藤井と申します。3番、4番につきましては、中間機構に利用権設定をしてもらっていますので別段問題もないと思います。よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。 議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定を致します。 それでは続きまして議事順位第6 報告第1号 農地転用現況証明についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請が1筆。昭和25年に耕作放棄後、現在は笹、雑木等が繁茂し、山林となっている状況でございます。 2件目。申請が2筆。昭和の初めより、材木置き場、資材置場として利用され、現在に至ります。 3件目。申請が1筆。30年前頃に耕作放棄後、家屋に通じるための通路として舗装され、現在に至ります。 以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
6番	6番、岸でございます。この場所は、●●●●●から徒歩で車が入れない場所でございますので、徒歩で12、3分くらい歩いた山の中にあります。聞くところによりますと、昭和25年位に国がここを開発した土地を欲しい方に譲渡するというような形で、開拓をしたようなんですが、そのままになっているという事でございます。現在は13ページに写真がありますけれど、ほとんどもう山

	<p>林化に近い状況でございます。今後ここに砂防ダムを設置する予定になっているという事で、そういう現況の場所であるという事でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
7 番	<p>では、2番目の申請地は、これもさっきと同じ●●号線の●●の●●●●●●から●方面へ約2kmくらい行って●●●を渡ってすぐに右側に下りて500mくらい行った所に申請地があります。これは、●●さんの資材置き場、そういうのに利用されていて、周りの田畑に迷惑はかからないと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>3番目。</p>
6 番	<p>3番目についてですが、場所は資料9の左側を見ていただきますと、16ページの所でございますが、右上の方にT字路のように見えますが、T字路ではなく十字路なんです、●●●の交差点。●●●の●●●。これを上の方へ行きますと●●●●の●●支店がある場所なんです、●●●の交差点から200m程度、●●の方へ向って行った所の左側でございます。17ページに写真がございますが、元々畑の所を切って進入路を作ったという形でございます。登記上は両サイドで1枚の畑だったんですが、両サイドはまだ畑のまま残っているような状況でございます。ここにつきましては、新規の就農者がここの家も買って、近くの農地も習得するという事でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたら、お願ひいたします。</p> <p>1番。</p>
2 番(推進委員)	<p>委員の報告の通りで特にありません。</p>
議長	<p>2番。</p>
10 番(推進委員)	<p>大田の瀧山です。今、村上委員さんが言われた事に相違ありません。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>3番。</p>

17番(推進委員)	3番につきましては、一応この●●さん所のご主人が昨年亡くなられて、現在空き家になって、今売りに出ています。後の購入者も決まっています。今、長男の方が●●に新しい家を建てられて、もう地元に戻る可能性はございません。それで後、この家は売れております。8月か9月頃には売買契約が行政書士の方からするというような話を聞いておりますので、別段問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。ちょっと3番につきましては、補足をしておきます。先程の現地の写真を見てもらうと分かりますように、先程の説明の中にもありましたように、右と左、道を挟んで両方にまだ畑の部分が残る訳でございますけれど、この部分につきましては来月の総会で今度は3条で上がってまいります。既にここを買われる方は近所に1000㎡以上の田んぼを基盤強化法で借りて畑として利用されているという事でございます。来月3条でこれを出すという事で、ここを含めて現況証明が出てくるのかなと思って現地で聞きましたら、そのように申されましたので、来月出てくると思います。ここに来られる方は新規就農で、新規就農にはならないかもしれませんが、既に就農をしておられるという事を言っておきます。それと、1番につきましては昔、山とかいろんな所を開墾すると言いますか農水省がいろんな農家に転売していましたけれど、そういう風な事をしようと思ったんでしょうけれど、そんな時代じゃなくなってそのまま手ぶったという風な所へ今回砂防堰堤を作る。下流域の所で道路が実際に川になって、先日の雨でも上を水が流れたような状況で、石がごろごろの道を歩いて行ったんですけれど、そんな感じで砂防堰堤を作るという事で、今回出てきた次第でございます。委員のみなさん何かご意見がございましたら、お願いいたします。
17番	2番ですが、写真が悪いんだと思うんですが、これ現況証明なので行った農業委員が認めれば済む事なんですけど、我々が言うのもあれですが、ぱっと見たら農地性がある。
議長	あります。
17番	こんな案件みたいなのを認めるのなら、たくさん出るよ。と私は思いました。でも、行った人がいいと言っているのも本当を言ったら通るんですけど、みなさんどうですか。
議長	私も行ったんですけど、草が生えて見えないんですけど、下は瓦とか、元々ここは製材所の材木置き場だったらしいんですけど、この道路の反対側は製材所の跡なんです。道路を挟んで製材所があって、製材所を辞められて、お父さんが大工をされて、農業委員さんでここは誰が近いんですかね。●●。

17番	<p>(発言多数で聞き取り不能)</p> <p>写真が悪い。この写真だったら認められない。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
議長	<p>他に何かご意見ございませんか。次から写真をどうにかしてほしいと●●さんの方をお願いしておきます。多分近所に迷惑をかけてはいけないと高い位置で草刈りをされて監理をされているから、余計きれいに見えたのではないかなというふうに思います。実際に行っている中に入りましたので、中はすごいです。ないようでしたら、報告第1号は終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第7 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回3件。農事組合法人 ●●●●●、●●、●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>只今の報告について何か質問等ございましたらお願いいたします。ありませんようでしたら、報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第8 報告第3号 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び活動計画の決定についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>点検・評価及び活動計画につきましては、農業振興部会と事務局でとりまとめを行いました。それでは、内容について説明いたします。それでは「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてでございます。2ページ目をお開きいただきたいと思えます。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」につきまして、これまで集積面積は1245haでございましたが、平成30年度の実績は1223haでございました。これにつきましては、4番目の「目標及び活動に対する評価」をご覧いただきたいと思えますが、流動化の推進活動を早め規模拡大を目指す担い手推進を行いました。一方で、過去に集積した面積からの離脱が増え、その減少分を補うまでには至りませんでした。次に「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございますが、1経営体ございました。3番の目標達成に向けた活動でございますが、美祢市地域担い手育成総合支援協議会を立ち上げまして、この</p>

	<p>協議会において活動を行いました。また、新規参入者のあっせんや相談活動を行いました結果、1経営体が就農され目標達成をいたしました。続きまして「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」が4ページ目になります。平成30年4月現在が39haでありました。30年度の結果といたしましては、②のマイナス3ha。これは遊休農地が3ha前年度に対しまして増えたという事になります。解消には至らなかったという事になります。4番の所をご覧くださいますと、目標に対する評価といたしまして計画通り活動した結果、これは農地パトロールになりますが、活動した結果地権者の理解もあり遊休農地を3.3ha解消できましたが、しかしながら、新たな遊休農地の発生が多く結果として目標達成できなかった。という事です。続きましては、違反転用に対しましては、30年度実績は0haでございます。続きまして、別紙様式1「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」でございます。2ページ目をお開き願います。「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、これまでの集積面積1,223haでございますが、目標につきましては1,944haにしております。「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、31年度の目標は2経営体を目標にしております。「遊休農地に関する措置」3ページ目になりますが、2番目の「平成31年度の目標及び活動計画」をご覧くださいますと、8haの解消を目標としております。また違反転用への適正な対応につきましては、0haを目標としております。事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。部会の方から何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
6番	<p>別紙様式2の方、30年度の目標達成に向けた、その2ページ目の2の平成30年度の目標及び実績のところ、集積実績のうち新規実績△22haとなっていますけど事務局の方へ問い合わせ、新規と先程出ました離脱で離脱の方が多いからこのマイナス22、うち新規実績だから、新規分だけかっことして入れたらどうだという事を申し上げましたら、県の方へ問い合わせたら差し引きのこの数字でやってください。様式上このような形でございますという事でございます。という事でございますので、変な形でけども、マイナスの22という数字がそのまま入っているという事でございます。そこを補足しておきます。それと、土地の集積、別紙様式1のところ、平成31年のところです。平成31年度の目標及び活動計画目標で集積面積1,944ha。何でこんなに大きくなるんだというところでございますが、既に国の方に対して「34年度末までに担い手に80%集積する目標にする」という事がそのまま県の方針として継続するという事でございますので、そのままにしております。いずれこの辺は現況との差があまりにも大きすぎると修正になる可能性も無きにしてもあらずという事だと思いますけれど、現状このままにしております。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。委員のみなさんから何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。特に意見がないようござい</p>

事務局

ますので、報告第3号を終わらせていただきます。
続きまして、農業相談日でございますが、予約がございませんでしたので行っておりません。以上につきまして、本日の議案につきましては終わらせていただきますけど、みなさんの方から何か意見等、提案等ございましたらお願いいたします。なければ事務局より事務連絡並びに今後の予定についてをお願いします。

それでは事務局よりお知らせをいたします。この総会が終わった後、農業委員及び農地利用最適化推進委員の合同会議を開催いたします。また、別冊の方でお配りをしております、今後の日程についてお知らせをいたします。総会が8月16日金曜日、午後2時から、美祢市勤労青少年ホームの2階で行います。農業相談日は、8月13日火曜日、美祢地区は馬屋原委員、美東地区は桑原委員、秋芳地区は安富委員さんでございます。現地調査につきましては8月7日水曜日、伊藤新司委員さん、安部委員さんをお願いしたいと思います。事務局からは以上でございます。

事務局

総会終了後に、農地振興部会の方は少しお話がありますので、岸委員さんのところに集まって下さい。以上です。

議長

ありがとうございます。若干休憩をとりたいと思います。

事務局

号令

午後2時30分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和元年8月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

